

プログラムの登録

平成18年度著作権委員会 第一部会 笹山 温子

1. はじめに

著作権は、著作物を創作した時点で発生するため、著作物を創作したものは登録等の形式行為を要せず、著作者となり、著作権者となることができる。したがって、著作権を取得するための登録制度というものはないが、権利の保全、あるいは権利の移転等の対抗要件を付与する観点から登録制度が設けられている。

ここで、小説や論文等の本として出版する著作物については、奥付けに発行日が記されており、登録をしなくとも公表した時点特定することが可能である。しかしながら、プログラムの著作物の場合、会社等の内部で利用したり、委託者のみが利用したりするなど、未公表のまま使用されることが多い⁽¹⁾。このように、プログラムの著作物に関しては、創作年月日等を証明することが難しいため、登録を行うことが有効であるといえる。

2. プログラムの登録の種類⁽²⁾

プログラムの登録としては、創作年月日の登録（著作権法第76条の2）、第一発行年月日等の登録（第76条）、実名の登録（第75条）、著作権の登録（第77条）が挙げられる。

2.1 創作年月日の登録（第76条の2）

公表、未公表を問わず、プログラムの創作物の創作年月日を登録するもので、プログラムの著作物の創作後6ヶ月以内に申請することが必要である。

2.2 第一発行年月日等の登録（第76条）

公表された著作物について、その第一発行年月日又は第一公表年月日を登録するものである。ここで、「発行」とは、公衆の要求を満たすことができる相当程度の部数（50部数程度）の複製物が、複製権者又はその許諾を得た者によって作成され、頒布された場合をいう（第3条）。又、「公表」とは、(1)「発行」された場合、(2)法第22条から第25条までに規定する権利を有する者又はその許諾を得た者によって公衆送信された場合、(3)法第23条第1項に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者によって送信可能

化された場合をいう（第4条）。

2.3 実名の登録（第75条）

無名又は変名で公表された著作物について、その著作者の実名を登録するものである。

2.4 著作権の登録（第77条）

著作権に関する権利の変動を登録するものである。

3. プログラムの登録の手順

プログラムの著作物の登録については、著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律に基づき、文化庁長官から指定登録機関の指定を受け、「財団法人ソフトウェア情報センター（SOFTIC）」において、コンピュータプログラムの著作物の登録事務を実施している。

3.1 登録の申請に必要な書類⁽²⁾

3.1.1 創作年月日の登録（第76条の2第2項）

- ・創作年月日登録申請書（政令第20条、規則第8条の3第1項・様式第5）：登録免許税（3,000円）に相当する収入印紙の貼付が必要
- ・著作物の明細書（政令第21条第2項第1号、規則第8条の3第2項・様式第6）
- ・プログラムの著作物の複製物（プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律第3条、プロ令第3条、プロ規第3条）

3.1.2 第一発行年月日等の登録（第76条）

- ・第一発行（公表）年月日登録申請書（政令第20条、規則第8条の3第1項・様式第4）：登録免許税（3,000円）に相当する収入印紙の貼付が必要
- ・著作物の明細書（政令第21条第2項第1号、規則第8条の3第2項・様式第6）
- ・プログラムの著作物の複製物（プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律第3条、プロ令第3条、プロ規第3条）
- ・第一発行年月日を証明する資料あるいは第一公表年月日を証明する資料（政令第28条）

3.1.3 実名の登録（第75条）

- ・実名登録申請書（政令第20条、第27条、規則第

8条の3第1項・様式第3)：登録免許税(9,000円)に相当する収入印紙の貼付が必要

- ・著作物の明細書(政令第21条第2項第1号,規則第8条の3第2項・様式第6)
- ・プログラムの著作物の複製物(プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律第3条,プロ令第3条,プロ規第3条)
- ・実名を証明することができる書面(政令第27条)

3.1.4 著作権の登録(第77条)

- ・著作権登録申請書(政令第20条,第29条,第30条,第31条,第33条,第37条,第38条,規則第8条の3第1項・様式第6)：登録の種類に応じて,登録免許税に相当する収入印紙の貼付が必要(但し,30,000円を超える場合は,印紙納付はできず,収納機関に現金を納付し,その領収書を添付する)
- ・著作物の明細書(政令第21条第2項第1号,規則第8条の3第2項・様式第6)
- ・プログラムの著作物の複製物(プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律第3条,プロ令第3条,プロ規第3条)
- ・印鑑証明書
- ・登録の原因を証明する書面(政令第21条第1項第4号)
- ・登録義務者の承諾により,登録権利者だけで申請するときは,登録義務者の承諾書(政令第17条)
- ・登録の原因について第三者の許可,認可,同意又は承諾を要するときは,これを証明する資料(政令第21条第1項第5号)
- ・登録名義人の表示の変更又は更正の登録を申請するときは,戸籍又は登記簿の謄本又は抄本,住民票の写しその他当該事実を証明することができる書面(政令第21条第1項第1号)
- ・登録の目的に係る著作権又は質権が登録名義人から登録義務者に相続その他の一般承継により移転したものであるときは,戸籍又は登記簿の謄本又は抄本その他当該事実を証明することができる書面(政令第21条第1項第3号)
- ・申請者が登録権利者若しくは登録義務者の相続人その他の一般承継人であるときは,戸籍又は登記簿の謄本又は抄本,住民票の写しその他当該事実を証明することができる書面(政令第21条第1項第1号)
- ・登録の変更,更正又は抹消若しくは抹消した登録の回復を申請する場合において,登録上の利害関係を有する第三者があるときは,その者の承諾書

又はその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本(政令第21条第1項第6号)

- ・民法第423条の規定により,債権者が債務者に代位して申請するときは,その代位の原因を証明する書面(政令第29条)

3.1.5 その他

上述した3.1.1～3.1.4に記載の書類に加え,代理人により申請する場合には「その権限を証明する書面(政令第21条第1項第2号)」(委任状)を,法人として申請する場合には,「代表者を証明できる書面」(代表資格証明書又は登記簿抄本等)を添付する。

*尚,上記の「著作物の明細書」には,著作物の題号,著作者の氏名(名称),著作者の国籍,最初の公表の際に表示された著作者名,最初の公表年月日,最初に発行された国の国名,著作物の種類,著作物の内容を記す必要がある。又,「プログラムの著作物の複製物」は,申請するプログラムの著作物の複製物(ソース・プログラムの場合はソースリスト,オブジェクト・プログラムの場合はダンプリスト)を,日本工業規格(A6判マイクロフィッシュJIS Z 6001:1999)で定めるA6判マイクロフィッシュに焼き付けたものを提出する。

3.2 登録方法⁽³⁾

申請書類の提出は,財団法人ソフトウェアセンターの窓口を持参するか,郵送による。

(郵送の場合の宛先)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門5丁目1番4号 東都ビル4階 財団法人ソフトウェアセンター 著作権登録部

TEL : 03-3437-3071

FAX : 03-3437-3397

URL : <http://www.softic.or.jp/touroku/index.htm>

3.3 登録事務の流れ⁽⁵⁾

- (1) 申請者から登録の申し出があった場合,申請者へ受付通知書が送付される。
- (2) 登録が完了すると,申請者へプログラム登録済通知書が送付される。尚,申請が却下された場合は,申請者へ却下通知書が送付される。
- (3) 第一発行年月日の登録又は創作年月日の登録が行われた場合は,次の事項が毎月1日付の官報で公示される(プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律第4条)。
 - ・登録の目的
 - ・登録番号
 - ・登録年月日
 - ・登録申請者の氏名(名称)及び住所(居所)

- ・プログラムの著作物の題号及び分類
- (4) 実名の登録が行われた場合は、次の事項がその都度官報で公示される（法第78条第2項）
 - ・登録の年月日及び登録番号
 - ・著作物の題号
 - ・公表年月日
 - ・公表の際に表示された著作者名（無名で公表されたときはその旨）
 - ・著作物の種類
 - ・登録の原因
 - ・著作者の実名及び住所（居所）
- (5) 申請者は、登録手数料を財団法人ソフトウェア情報センターへ振り込む。又、登録の種類に応じて、登録免許税を納付する。
- (6) 登録後は、プログラム登録原簿に記録されている事項を記載した書類（登録事項記載書類）の交付を請求することができる。又、登録内容は、登録年報、閲覧者検索サービス用データベース、ホームページや受付簿に掲載され、検索・閲覧に付される。

4. プログラムの登録の効果⁽⁴⁾

プログラムの登録を行うことにより、以下のような効果が得られる。

4.1 創作年月日の登録の効果（第76条の2第2項）

- (1) 創作した創作年月日（申請書に記載されている創作の年月日）に創作があったものと推定され、後日訴訟問題が発生し、当事者のうちいずれが正当な権利者であるか争われる場合などに有力な証拠となる。
- (2) 未公表で法人著作のプログラムの著作物の保護期間は、その創作後50年とされているので、保護期間の起算点が明確になる。
- (3) 著作権登録制度には不動産登記制度に見られるような保存登記というものがないため、実際にはこの登録が保存登記と同様の機能を果たし、登録された著作物の権利関係が公示されることによって、その著作物に関する取引の円滑化に資することが期待される。

4.2 第一発行年月日の登録の効果（第76条第2項）

- (1) 登録に係る年月日（申請書に記載されている第一発行又は第一公表の年月日）に最初の発行又は最初の公表があったものと推定され、後日訴訟問題が発生し、当事者のうちいずれが正当な権利者であるか争われる場合などに有力な証拠となる。

- (2) 公表された法人著作のプログラムの著作物の保護期間は、その公表後50年とされているので、保護期間の起算点が明確になる。
- (3) 著作権登録制度には不動産登記制度に見られるような保存登記というものがないため、実際にはこの登録が保存登記と同様の機能を果たし、登録された著作物の権利関係が公示されることによって、その著作物に関する取引の円滑化に資することが期待される。

4.3 実名の登録の効果（第75条第2項）

- (1) 実名が登録された者は、その著作物の著作者と推定され、後日、その著作物が誰であるかについて訴訟が起きた場合にその立証が容易となる。
- (2) 無名又は変名の著作物の保護期間は、原則としてその公表後50年を超過するまでだが、この登録をすることによって、その著作者の死後50年を経過するまでに延長される。

4.4 著作権の登録の効果（第77条）

この登録は、対抗要件としての登録であるので、次の事項は登録しなければ第三者に対抗することができない。

- (1) 著作権の移転（相続その他の一般承継を除く。）
- (2) 著作権の処分の制限
- (3) 著作権を目的とする質権の設定
- (4) 著作権を目的とする質権の移転（相続その他の一般承継を除く。）
- (5) 著作権を目的とする質権の変更
- (6) 著作権を目的とする質権の消滅（混同又は著作権若しくは担保する質権の消滅によるものを除く。）
- (7) 著作権を目的とする質権の処分の制限

注

- (1) 著作権法逐条講義〔三訂新版〕（加戸守行著）P.406
- (2) プログラム登録の手引き（SOFTICのホームページ<http://www.softic.or.jp/touroku/tebiki_top.html>）P.2～20-3
- (3) プログラム登録の手引き（SOFTICのホームページ<http://www.softic.or.jp/touroku/tebiki_top.html>）P.21
- (4) プログラム登録の手引き（SOFTICのホームページ<http://www.softic.or.jp/touroku/tebiki_top.html>）P.22～28

（原稿受領 2007.5.7）